宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
㈱T-Flap

目　次

告　　示

○告示第１０９号　自動車臨時運行許可番号標の失効
……（市民課）…2

公　　告

○公告第７５号　旧北小倉小学校北校舎ほか解体工事に係る一般競争入札……（契約課）…2
○公告第７６号　予防接種の実施……（健康づくり推進課）…4

選 挙 管 理 委 員 会

○告示第４７号　選挙管理委員会の招集……6

公 営 企 業

○告示第４号　指定公金事務取扱者の指定の取消し……6
○告示第５号　公金事務の委託……6

告示

宇治市告示第１０９号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和８年１０月２３日

宇治市長　松村　淳子

臨時運行許可番号標番号	失効年月日	貸与年月日
京都　３　宇治	令和８年１０月２３日	令和８年８月２６日

公告

宇治市公告第７５号

旧北小倉小学校北校舎ほか解体工事に係る一般競争入札について

旧北小倉小学校北校舎ほか解体工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和８年１０月９日

宇治市長　松村　淳子

１　入札に付する事項

（１）工 事 名　旧北小倉小学校北校舎ほか解体工事

（２）工事場所　宇治市小倉町堀池７２番地

（３）工事概要　工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造　　鉄筋コンクリート造３階建

・延床面積　　２，７５０㎡

○工事概要

・北校舎解体工事　　一式

・南校舎、給食棟改修工事　　一式

・外構解体工事　　一式

・上記に伴う撤去・処分　　一式

（４）工　　種　解体工事

（５）工事期間　契約日から令和９年１２月３日まで　３３１日間

（６）そ の 他　本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を解体工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における解体の総合評定値（Ｐ）が７００点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

②　本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③　営業所技術者以外の者であること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。

②　営業所技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３　入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

①　配置予定監理技術者調書

②　配置予定現場代理人調書

（配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

（３）提出部数　１部

４　入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

①　入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

②　配布期間

令和８年１０月　９日　　午前９時から

令和８年１０月１５日　　午後２時まで

③　その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

①　提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号　６１１－８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３３番地　宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和８年１０月　９日　　午前９時から

令和８年１０月１５日　　午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和８年１０月２６日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５　設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和８年１０月　９日　　午前９時から

令和８年１１月１１日　　午後２時まで

６　設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

ＦＡＸ番号：０７７４－２０－８７７８

（３）質疑の受付期間

令和８年１０月　９日　　午前９時から

令和８年１０月２７日　　正午まで

（４）回答

回答については、令和８年１１月２日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和８年１１月１０日　　午前９時から午後６時まで

令和８年１１月１１日　　午前９時から午後２時まで

（２）予定価格の公表

令和８年１１月１１日午後２時以降に入札情報公開システムに掲載する。

（３）予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和８年１１月１３日　　正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

（４）回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後３日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

（５）開札日時

予定価格に関する質疑がない時　令和８年１１月１６日　　午前９時

予定価格に関する質疑がある時　令和８年１１月１９日　　午前９時

８　入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９　入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０　入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１　予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

１２　最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（α値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

１３　落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１４　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の１００分の３相当額の違約金を徴収する。

１５　契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和９年１月７日を本契約予定日とし、工期については、令和９年１２月３日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

１６　契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

１７　支払条件

（１）前払金

前払金は、令和８年度に令和８年度及び令和９年度の出来高予定額の合計に１００分の４０を乗じて計算した金額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

（３）各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和８年度　　４０パーセント

令和９年度　　６０パーセント

１８　閲覧

宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和４９年宇治市規則第３２号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

１９　その他

（１）入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先　　宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号　６１１－８５０１

所在地　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

電話番号　０７７４－２０－８７１６

ＦＡＸ番号　０７７４－２０－８７７８

（掲示済）

宇治市公告第７６号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定により、令和８年度における高齢者等インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種について次のとおり公告します。

令和８年１０月２３日

宇治市長　松村　淳子

● 対象者　宇治市に住民登録のある方で次のいずれかに該当する者

①満６５歳以上の者

②満６０歳以上６５歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（概ね身体障害者障害等級１級程度に相当）

● 接種回数　１回

● 実施期間

・インフルエンザ

令和８年９月２４日（木）から令和９年１月３０日（土）まで

・新型コロナウイルス感染症

令和８年１０月１日（木）から令和９年１月３０日（土）まで

● 接種場所　予防接種協力医療機関

● 接種方法　個別接種

● 費　　用

インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
１，５００円	４，５００円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯又は中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。

● 注意事項　開始時期が協力医療機関によって異なります。事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

宇治市

令和８年度高齢者等インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種協力医療機関

地区	医療機関名	ｲﾝﾌﾙ	ｺﾛﾅ	住所	電話番号
六地蔵	小田部小児科内科医院	○	○	六地蔵町並 32	32-6205
	じんのクリニック	○	○	六地蔵町並 39	31-1122
	杉の下整形外科クリニック	○		六地蔵奈良町 74-1	38-2900
	中村医院	○	○	六地蔵町並 38-22	31-5237
	ほそだ内科クリニック	○		六地蔵奈良町 74-1	38-2211
	米田医院	○	○	六地蔵町並 11	33-4737
	六地蔵総合病院	○	○	六地蔵奈良町 9	33-1717
木幡	宇治あじろぎ在宅クリニック	○	○	木幡南端 34-1 サニークレスト 203	34-2031
	大石医院	○	○	木幡陣ノ内 20	31-8354
	大石木幡医院	○	○	木幡大瀬戸 46	33-0306
	こう内科クリニック	○	○	木幡西浦 35	32-1457
	小山医院	○	○	木幡御蔵山 39-602	31-5455
	中西整形外科クリニック	○		木幡熊小路 12-1	38-2559
平尾台	かどさか内科クリニック	○	○	平尾台 4-3-2	31-1077
	小児科いしはらクリニック	○	○	平尾台 4-5-2	38-1617

五ケ庄	いちのはしクリニック	○	○	五ケ庄折坂 56-1-1F	31-1115
	今井内科クリニック	○		五ケ庄福角 49-4	31-5189
	おうばく駅前内科クリニック	○	○	五ケ庄新開 11-29・18	33-2828
	中田医院	○	○	五ケ庄戸ノ内 7-22	38-2477
	橋本整形外科	○		五ケ庄新開 7-5	31-4511
	藤井医院	○		五ケ庄梅林 46-5	31-8355
	ふじいキハダ診療所	○	○	五ケ庄新開 11 JR 黄檗駅前ビル 2F	31-3111
	宇治病院	○	○	五ケ庄芝ノ東 54-2	32-6000
	宇治おうばく病院	○	○	五ケ庄三番割 32-1	0570-024089
	京都府立洛南病院	○		五ケ庄広岡谷 2	32-5900
蔵道	いしだ医院	○	○	蔵道田中 32-6	20-7711
	上田診療所	○	○	蔵道平町 17	22-7586
	大石三室戸医院	○	○	蔵道荒槇 28-3	24-0306
	こうどう小児科	○	○	蔵道西隼上 4-23	33-8886
	土井内科	○	○	蔵道荒槇 1-54	24-1885
明星町	いかだ医院	○	○	明星町 2-9-83	23-1736
白川	京都ゆうゆうの里診療所	○	○	白川鍋倉山 14-1	28-1895
	不動園診療所	○	○	白川東山 15	28-4555
志津川	志津川五和の園老人保健施設	○	○	志津川南詰 12	23-5070
宇治	宇田医院	○	○	宇治弐番 48-1	23-2166
	京都認知症総合センタークリニック	○	○	宇治里尻 36-35	25-1110
	田中診療所	○	○	宇治妙楽 44	21-2253
	服部医院	○	○	宇治壱番 68	22-1111
	ひろかわクリニック	○		宇治妙楽 24-1 ミツダビル	22-3341
	古川整形外科医院	○	○	宇治壱番 10-8 ベルメゾン F	20-5575
	べっぷ内科クリニック	○	○	宇治半白 12-3	66-1024
	べっぷ内科クリニック宇治市役所前	○	○	宇治下居 20-1 101	25-1003
	増井医院	○	○	宇治妙楽 39	21-2063
	松井整形外科医院	○	○	宇治半白 19-10	23-2055
	やまもと医院	○		宇治下居 3-6	23-7974
	宇治武田病院	○	○	宇治里尻 36-26	25-2500
	都倉病院	○	○	宇治山本 27	22-4521
神明	とだ循環器内科クリニック	○	○	神明宮北 32	66-5148
	やえクリニック	○	○	神明宮東 14-1 宇治神明ビル 1F	20-2900
	おかもとクリニック	○		神明石塚 54-18	45-4110
羽拍子町	こいずみ医院	○	○	羽拍子町 82-1	48-1240
	中村医院	○	○	羽拍子町 56-22	41-6500
琵琶台	関医院	○	○	琵琶台 1-3-3	20-0012
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	○	○	広野町東裏 108-3	43-5101
	今村医院		○	広野町茶屋裏 3-3	41-6300
	かわむら内科クリニック	○	○	広野町西裏 99	41-6259
	しんたにクリニック	○		広野町西裏 87 ザ・ガーデンコミューン D 棟 2 階	45-0777
	徳岡医院	○	○	広野町寺山 17-20	43-8952
	はせがわ内科・内視鏡クリニック	○	○	広野町西裏 87 ザ・ガーデンコミューン D 棟 2 階	48-3301
	村山医院	○	○	広野町尖山 23-4	41-2835
	なかうち泌尿器科クリニック	○	○	広野町西裏 87 ザ・ガーデンコミューン D 棟 2 階	45-5600
伊勢田町	浅妻医院	○	○	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888
	おやいづ医院	○	○	伊勢田町南山 52-6	41-6013
	こうのクリニック	○	○	伊勢田町名木 2-1-181	66-1180
開町	かわもと整形外科クリニック	○		開町 1 北尾ビル 1 F	43-4533
	あさくら診療所	○	○	大久保町山ノ内 19-1	46-5151
	上ノ山吉岡医院	○	○	大久保町上ノ山 21-1	43-4181

大久保町	小山内科医院	○	○	大久保町北ノ山 24-１ホクユービル４階	46-3211
	芝野耳鼻咽喉科	○	○	大久保町上ノ山 51-55	43-3388
	まつだ在宅クリニック	○	○	大久保町旦椋 11-8-201	46-8039
	宇治脳卒中リハビリテーション病院	○	○	大久保町井ノ尻 43-1	48-2110
	中村病院	○	○	大久保町平盛 91-8	44-8111
槇島町	いわしげ内科クリニック	○	○	槇島町中川原 154-1	22-7883
	宇治徳洲会リハビリテーション病院	○	○	槇島町石橋153-1	80-0550
	滝本整形外科	○		槇島町三十五 46-4	28-5625
	山本医院	○	○	槇島町落合 43-18	34-3222
	宇治徳洲会病院	○	○	槇島町石橋 145	20-1111
小倉町	今林医院	○	○	小倉町西浦 88-39	21-4522
	植田医院	○	○	小倉町南浦 18-122	21-6111
	大嶋耳鼻咽喉科医院	○		小倉町神楽田 10-5	20-1234
	岡田医院	○	○	小倉町天王 31-5	24-7755
	おもかげ在宅クリニック宇治	○	○	小倉町久保 114-1 キタザワ産業ビル 2F	34-2156
	笹平診療所	○	○	小倉町南堀池 109	21-4523
	完岡医院	○	○	小倉町西畑 41-21	21-2507
	高嶋医院	○	○	小倉町西浦 5-13	23-5513
	たなか医院	○		小倉町神楽田 16	66-2994
	西尾医院	○	○	小倉町西畑 28-13	23-8511
	二宮内科医院	○	○	小倉町南堀池 8-5	28-3101
	鉢嶺医院	○	○	小倉町山際 1-3	20-0255
	松田整形外科医院	○		小倉町神楽田 38-13	21-4628
	宮本医院	○	○	小倉町西畑 40-4	21-3934
	山村内科	○	○	小倉町南浦 28-3	28-4331
	宇治川病院	○	○	小倉町老ノ木 31	22-1335

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第４７号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８８条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和８年１０月８日

宇治市選挙管理委員会
委員長　森居　研治

日　　時　　令和８年１０月８日（木）　午前１０時～
場　　所　　宇治市役所　選挙管理委員会室
議　　題　　委員会の議決すべき議案について
日　　時　　令和８年１１月１２日（木）午前１０時～
場　　所　　宇治市役所　選挙管理委員会室
議　　題　　委員会の議決すべき議案について
日　　時　　令和８年１２月１日（火）　午前９時３０分～
場　　所　　宇治市役所　選挙管理委員会室
議　　題　　選挙人名簿の定時登録について　他

（掲示済）

公営企業

宇治市上下水道事業告示第４号

指定公金事務取扱者の指定の取消しについて

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の３第１項の規定により、指定公金事務取扱者の指定を取消したので、同条第２項の規定により告示します。

令和８年１０月２３日

宇治市長　松村　淳子

１　指定公金事務取扱者名称及び所在地
　株式会社ＮＴＴドコモ
　東京都千代田区永田町２丁目１１番１
２　委託事務
　水道料金及び下水道使用料の収納
３　指定取消年月日
　令和８年６月３０日

宇治市上下水道事業告示第５号

公金事務の委託について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により、公金事務を委託したので、同条第２項の規定により告示します。

令和８年１０月２３日

宇治市長　松村　淳子

１　指定公金事務取扱者の名称及び所在地
　株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ
　東京都千代田区永田町２丁目１１番１

2　委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納

3　指定日

令和８年７月１日

4　委託日

令和８年７月１日

5　委託期間

令和８年７月１日から令和９年３月３１日